



師走の候、組合員の皆様には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

本年は、2 月に関東で大雪、8 月には広島市北部で大雨による土砂災害、9 月には御嶽山の噴火により登山者が被災、と自然の猛威を思い知らされました。被災地の速やかな復興を心より祈ります。

タクシー業界では 1 月に改正タクシー特措法(特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の改正案)が施行されました。全地域が一旦準特定地域に指定され、年内には特定地域の指定が行われる予定でしたが来年に持ち越されています。4 月からの消費税の 8%転嫁に伴い公示された公定幅運賃への改定が実施されました。

羽田空港国際線では 1 月 20 日より東京車両のタクシー乗り場が優良タクシー乗り場となりました。平成 27 年 4 月 1 日からは京浜交通圏車両の羽田空港国際線タクシー乗り場についても優良タクシー乗り場になりますのでマスターズ制度の「みつ星」が入構資格要件となります。東京では 7 月に「みつ星」の不正表示による優良タクシー乗り場への入構が発覚して運輸局から厳しく叱責されております。横浜市内でも主要ターミナル等で漸次優良タクシー乗り場が設置されて行くと思われます。マスターズ制度の「みつ星」を全組合員で目指しましょう。

個人タクシーの譲渡譲受試験制度については法改正の附帯決議にありました「個人タクシー事業者による事業の譲渡・譲受が円滑に行なわれるよう、譲受しようとする者に対する試験制度の運用改善に取り組むこと」が具体化され、来年度(4/1)からは全国一律年 3 回試験実施と事前試験制度が導入されます。譲渡者・譲受者に朗報となりました。

交通事故防止と輸送の安全につきましては重大事故報告を 2 件行うこととなりました。更に、臨時総代会を開催して 1 名の除名を決議しました。不名誉なことが続き組合員の皆様には大変ご迷惑をお掛け致しました。

無線システムのデジタル機への切り換えを行いました。アナログ機での配車方法の取り決め事項等を継承したことも要因となり、不具合・トラブルを続発させることとなりました。組合員の皆様へは大変にご迷惑をお掛けしましたこととお詫び申し上げます。日神電子(株)・西菱電機(株)に対しては 3 月と 8 月に一部を支払いましたが残額の支払いを遅らせて、不具合・トラブル等を解決するよう叱咤し、改善を求めて来ました。12 月度理事会に於いて、両社の真摯な取り組み姿勢、打ち合わせ内容及び確認事項等を説明し、残額の支払いについて承認を得ましたので 12 月中に残額の支払いを実行致しますが、今後も継続して改善を求め、良い無線システムを完成させたいと存じます。

「安全・安心・快適」な個人タクシーの実現に組合員全員で確り取り組みましょう。組合員各位のご協力を心よりお願い申し上げます。

年末・年始自動車輸送安全総点検の期間中となります。各位には安全運転に留意し無事故無違反で新春をお迎え頂きますようご祈念申し上げます。

一般報告

1. 組合員廃業について

(保)阿久沢 寅雄 (76 歳) 平成 26 年 12 月 2 日 一般廃業
(旭)加藤 俊輔 (78 歳) 平成 26 年 12 月 20 日 一般廃業
いつまでもお元気でお過ごし下さい。

2. 組合事務所の年末年始 部署別 日程及び対策

① 組合事務所休業について

平成 26 年 12 月 27 日(土)から平成 27 年 1 月 4 日(日)まで休業

平成 27 年 1 月 5 日(月)より平常通り、(注:2 階の CD 機は 10 時から)

② 年末年始の無線配車業務について

※年末年始も年中無休で 24 時間営業致します。

ベース他 月 日	配車方法	予約配車
12 月 23 日(火)	通常通り	
12 月 24 日(水)	通常通り	
12 月 25 日(木)	通常通り	
12 月 26 日(金)	通常通り	
12 月 27 日(土)	通常通り	予約配車は奇数偶数の制限なし
12 月 28 日(日)	通常通り	予約配車は奇数偶数の制限なし
12 月 29 日(月)	通常通り	予約配車は奇数偶数の制限なし
12 月 30 日(火)	通常通り	予約配車は奇数偶数の制限なし
12 月 31 日(水)	通常通り	予約配車は奇数偶数の制限なし
1 月 1 日(木)	通常通り	予約配車は奇数偶数の制限なし
1 月 2 日(金)	通常通り	予約配車は奇数偶数の制限なし
1 月 3 日(土)	通常通り	予約配車は奇数偶数の制限なし
1 月 4 日(日)	通常通り	予約配車は奇数偶数の制限なし

③ 年末年始緊急事態発生の場合について

(1) 緊急事態発生の場合(タクシー強盗等)移動局が無線センターに緊急事態発生をコールする方法

※ 車両の緊急ボタン(非常灯スイッチ)を入れる。

(2) 無線センターは緊急事態の報告受信時には、即、応答し適切な措置をとる。警察に連絡するとともに、携帯電話所持の無線委員・理事等の移動局に緊急連絡し応援を要請する。

④ 年末年始の交通事故への対応について

応援が必要な場合は無線室へ連絡し依頼する。

加害事故の場合、東京海上フリーダイヤル Tel 0120-119-110 に電話し報告をする。夜間休日 24 時間対応です。

⑤ 年末年始の換金日のお知らせ

※ 年末は12月26日(金)までです。

「りそな銀行」・「郵便局」とも振込は9時～16時まで受付けます。

「りそな銀行アンサー」は14時まで受付けます(※ 終了が1時間30分早いので注意)

※ なるべく振込での換金にご協力お願い致します。

12月26日(金)の振込で換金した場合は下記を参考にして下さい。

「りそな銀行」の振込は平成26年12月29日(月)に引き出せます。

※ 「郵便局」の振込は 平成27年1月6日(火)に引き出せます。

急ぐ場合は「りそな銀行」アンサーで換金。(12月26日(金)は14時まで)

※ 組合事務所の仕事始めは …… 1月5日(月)です。

(組合2階のCD機は10時からの稼働となります。)

⑥ 12月分賦課金等の納付期限について

※ 賦課金等の振込は12月25日(木)までをお願いします。25日(木)までに間に合わない場合は26日(金)に組合の窓口で16時までに納金をお願いします。

※ 平成26年12月分の賦課金等の納付期限については、年内の換金に間に合わなかった方のために、平成27年1月5日(月)までと致します。

※ 自動引落としにされている方で12月22日(月)までに間に合わなかった場合は、平成27年1月5日(月)までに組合窓口で納金して下さい。

3. 支部新年会助成金について

12月末日現在在籍者 1人 1,000円で換算し、支部へ助成します。

※ 1月6日(月) 支部長各位に年頭のご挨拶文と一緒にお渡し致します。

※ 各支部の新年会の開催場所と日程について

支部	日程	開催場所
神奈川	1/11 (日) 17:30	新横浜プリンスホテル
中央	1/11 (日) 18:00	萬珍樓
保土ヶ谷	1/11 (日) 16:00	あきない
旭	1/12(月・祝) 15:00	魚貝亭
南	1/12(月・祝) 17:00	三幸
港南	1/11 (日) 18:00	安戸屋
戸塚	1/18 (日) 17:00	屋形船(はまかぜ)
磯子	1/11 (日) 17:00	奴
金沢	1/18 (日) 16:00	横浜テクノタワーホテル

4. 協力企業の年末年始休業状況 別紙

共済事業部報告

1. 11 月度事故報告

	加 害	被 害	自過失	双 方	当 逃	合 計	人 身
() 内の数字は人身 本年当月発生件数	(2) 4	(2) 7	16	1	1	29	4
() 内の数字は人身 前年同月発生件数	(1) 4	(1) 3	6	(2) 5	0	18	4
前年度と比較	±0	+4	+10	-4	+1	+11	±0

2. 11 月度 L P G 販売価格について

掛売 97.2 円 (90 円 + 消費税 7.2 円)

3. 健康診断実施について

組合員各位に葉書(高齢者を含む)と封書(更新者)でお知らせします。

実施日 2 月 5 日(木)・6 日(金)

日 程 (都合の悪い方は 2 日間の中で受診して下さい。)

時 日	9:30～12:00 受付は 11:50 までに	13:00～15:30 受付は 15:20 までに
2 月 5 日(木)	神奈川・保土ヶ谷	中央・南・金沢
2 月 6 日(金)	旭・戸塚	港南・磯子

(12:00～13:00 は昼休み)

受診料 一般検診 2,310 円(来月の組合費より徴収)

※健康管理のため、年 2 回は健康診断を受診して下さい。

※希望者には血液検査・肝機能検査・心電図等が受診できます(但し料金は別途)。

尚、診断結果は病院から直接各人宛に郵送されます。

4. 自賠責保険も組合加入でご協力をお願いします

自賠責保険も組合で加入をお願いします。車検時には早目に組合加入の手配をお願いします。組合員全員に自賠責保険のご加入案内をさせていただきますのでご協力をお願いします。

外部報告

1. 降積雪期における輸送の安全確保の徹底について(12 月 10 日 国土交通省自動車局長)

輸送の安全確保については、機会あるごとに注意喚起してきたところですが、依然として毎年雪による自動車事故等が発生しております。

このような状況を踏まえ、今般、平成 26 年 12 月 8 日付け中防災第 30 号で中央防災会議会長(内閣総理大臣)から下記のとおり降積雪期における事故防止対策の徹底に努めるよう通知がされました。

今期においては、去る 12 月 2 日に、北海道において凍結路面で貸切バスが路外転落し、訪日外国人旅行客等 17 名が負傷する事故が既に発生しているところです。

また、昨冬期の記録的な大雪により多数の立ち往生車両が発生したことなどを踏まえ、

本年 11 月に災害対策基本法が改正・施行され、その対象の強化が図られ、緊急通行車両の通行を確保する緊急の必要性がある場合には、必要に応じて迅速に立ち往生車両の移動等の措置が講じられることとなっております。

これから本格的な降積雪期を迎える中、輸送の安全確保等に遺漏のないよう、次の事項について傘下会員に対して周知徹底を行い、事故の防止に努めるようお願い致します。

[バス、タクシー、トラック共通]

(1) 気象情報や道路における降雪状況等を適時に判断し、以下の対策を講ずることにより、輸送の安全確保に万全を期すこと。

- ① 積雪・凍結等の気象及び道路状況により、早期にスタッドレスタイヤ及びタイヤチェーンを装着するよう徹底を図ること。なお、スタッドレスタイヤへ交換する際は、ホイール・ボルトの誤組防止、締付トルクの管理を確実に行う。
- ② 運行経路の道路情報、道路規制情報、気象情報に基づき、適切な判断を行う。
- ③ 積雪・凍結時における要注意箇所の把握に努めること。
- ④ 気象情報が急変し、安全運転が確保できない恐れがある場合は、運行計画の変更等の適切な措置を講ずること。
- ⑤ スリップの要因となる急発進、急加速、急制御、急ハンドルを行なわないよう指導するとともに、道路状況、気象状況に応じた安全速度の遵守、車間距離の確保について指導を徹底すること。

2. 事業用自動車の緊急点検の実施について(12 月 1 日 自動車技術安全部長通達)

- ① 自動車の下回りの主要骨格部分を含む各部位について、点検ハンマーによる打音検査等により腐食の有無を確認すること。
- ② 打音検査等により腐食が疑われる場合には、整備の必要性について整備工場に相談し、当該部位の補修や防錆措置をするなど適切に対応すること。

3. 年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施について

- ① 実施期間
平成 26 年 12 月 10 日(水)～平成 27 年 1 月 10 日(土)
期間中は年末年始の輸送等に関する安全総点検の黄色いリボンを付けて下さい。
- ② 実施事項
下記、実施細目について、事業所に垂れ幕、立て看板等を掲出し安全総点検の趣旨の徹底を図ります。
- ③ 【重点点検項目】
 - ・ 健康管理体制の状況
 - ・ 過労運転を行わせないための安全対策の実施状況
 - ・ 飲酒運転や薬物運転を行わせないための安全対策の実施状況
 - ・ 死傷事故等を防止するための安全対策の実施状況
- ④ 【点検項目】
 - ・ 車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況
(運転免許証の携行・有効期限の確認)
(適正診断結果を活用した指導・監督)
(薬物使用防止に対する指導・啓発活動)
 - ・ 自然災害・事故・事件等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況
(自然災害・事故・事件等発生時における対応措置を整備・構築)

- (自然災害・事故・事件等発生時において、連絡通報体制・避難誘導体制が機能する実践的訓練)
- (緊急対応マニュアルにある速報対象となる事故・事件が発生の場合は支局緊急連絡担当へ速報)
- ・ テロ防止のための警戒態勢の整備状況、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
 - (始業・終業時における車内の点検及び営業所・車庫内外の巡回実施)
- ・ 新型インフルエンザ対策の実施状況
 - (マスク着用による咳エチケット等の呼びかけ)(うがい、手洗い、手指消毒の徹底)
 - (インフルエンザ等の流行に備え、対応方法を予め定める)

4. 年末年始 総点検、夜間街頭査察について

平成 26 年 12 月 17 日(水)に実施

1 班 パトロール車(車両移動 2 台)

(支局)大蔵 支局長、脇 運輸企画専門官

(協会)漆原交通指導事故防止委員長、会田専務、久保田業務課長

(センター)高津指導課長、指導員

支局発-(40 分)-川崎駅(中央・東・西口)-(30 分)-鶴見駅(東・西口)-(30 分)-横浜駅(西・東口)

15:30	16:30	17:30	18:30
	17:00	18:00	19:00
※(理事・指導委員等) 真田理事、関理事	(西)橋本委員	(西)池田副委員長、益田委員	
	本多公共副委員長	小胎委員	大石委員、米山委員、長谷川委員
※(法人出勤会社) (東)飛鳥川崎、慶桜	(西)新興、東宝	(西)京浜(ハ)、神奈中(ハ)、真金(タ)	
(西)京浜、新興(タ)、京王	(東)京浜、日野	(東)日本サトス、新横浜、湘南交通	
川崎(タ)、平和交、都市交			
(川崎駅)	(鶴見駅)	(横浜駅)	
※(個人関係): 古川(川崎協組)	武田(神奈川協組)	小島(横浜協組)	
橋立(川崎第一)	小川(浜協組)	吉原(県協会専務)	
	小島(横浜協組)		

2 班パトロール車 (車両移動 1 台)

(支局)中澤 首席専門官、遠藤 主席専門官

(協会)芦澤 部長

(センター)田中主任

支局発 - (80 分) - 横須賀中央駅 - (30 分) - 逗子駅 - (40 分) - 大船駅(西・東口)

15:30	16:50	17:40	18:40
	17:10	18:00	19:00
※(理事・指導委員等) 岡支部長、市川副支部長	池田支部長	横山副支部長	
※(法人出勤会社) 東海、Y キャブ、メトロ自	逗子池田、逗子葉山	大船自、大船中央	
	京急葉山、富士(タ)	ロイヤル交通、グリーンキャブ	
※(個人関係): 中崎(横須賀協組)			

5. 年末の交通事故防止運動について

横浜市 交通安全対策協議会

期 間 平成 26 年 12 月 11 日(木)～12 月 20 日(土)の 10 日間

目 的 年末になると、交通量や飲酒の機会が増加し、交通事故が多発することから、

市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールへの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通して、交通事故防止の徹底を図ります。

スローガン 無事故で年末 笑顔で新年

- 重 点
- 1 飲酒運転の根絶
 - 2 歩行者(特に高齢者)と自転車の交通事故防止
 - 3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

6. 「飲酒運転根絶強化月間」の実施について

横浜市 交通安全対策協議会

期 間 平成26年12月1日(月)～12月31日(水)の1カ月間

目 的 依然として後を絶たない悲惨な交通事故を引き起こす飲酒運転を根絶するため、飲酒運転の危険性、悪質性を訴える運動を市民総ぐるみで展開します。

スローガン **乗る人に 飲ませるあなたも 犯罪者**

- 重 点
- 1 飲酒運転の根絶の周知徹底と広報啓発
 - 2 飲酒運転を助長する環境の根絶
 - 3 ハンドルキーパー運動の推奨

態様	懲役	罰金	基礎点数
酒酔い運転	5年以下	100万円以下	35点
酒気帯び運転 (0.25mg以上)	3年以下	50万円以下	25点
酒気帯び運転 (0.25mg未満)	3年以下	50万円以下	13点
呼気検査拒否	3ヶ月以下	50万円以下	—

※平成21年6月1日、改正道路交通法施行により酒酔い運転等の基礎点数の引き上げ及び運転免許取消後の欠格期間が延長されました。

※アルコール検知器は監査対象項目で、故障・電池切れ状態に注意し、常時検知出来る状態で装備して下さい。

7. 神奈川タクシーセンターよりお知らせ

平成27年1月度、2月度、3月度の指導計画

平成27年1月度、2月度、3月度の指導計画としては、一般・警察等から付け待ち待機車両等についての苦情が多く寄せられている地区において特に遅い時間帯(22時以降)の指導を強化します。

また年始は新年会等で利用客の増加が予想されるため、各地区の繁華街周辺および主要駅終車時間帯での道路運送法に違反する行為、ならびに違法付け待ち行為等の防止・指導を強化します。

1月の指導重点地区

1. 横浜駅周辺地区(内海橋から岡野交差点にかけて)における違法付け待ち行為の防止および指導。
2. 関内駅周辺における違法付け待ち行為の防止および指導。
3. 羽田空港適正入構と乗り場ルール徹底についての指導。
4. 横須賀中央駅日の出町交差点における違法付け待ち行為の防止および指導。

※その他の地区についても必要に応じ街頭指導を実施。

2月の指導重点地区

1. 横浜駅周辺地区における道路運送法に違反する行為の防止および指導。
 2. 川崎駅周辺地区における道路運送法に違反する行為の防止および指導。
 3. 京急久里浜駅周辺地区における違法付け待ち行為の防止および指導。
- *その他の地区についても必要に応じ街頭指導を実施。

3月の指導重点地区

1. 横浜駅、関内駅周辺地区における違法付け待ち行為および道路運送法に違反する行為の防止および指導。
 2. 川崎駅周辺地区における違法付け待ち行為の防止および指導。
 3. 京急久里浜駅および京急三浦海岸駅終車時における道路運送法に違反する行為ならびに違法付け待ち行為の防止および指導。
- *その他の地区についても必要に応じ街頭指導を実施。

8. 個人タクシー事業の新規許可や譲渡譲受認可等に係る法令及び地理の試験の一部改正について

改正案のポイント

- 法令試験の年間回数を原則1回から全国一律3回に復活、地理試験は年1回
- 試験は7月、11月、3月
- 新規許可試験と譲渡譲受の法令・地理試験は11月の年1回(新規許可凍結継続)
- 「事前試験制度」を導入(譲渡者が確定する前に受験可)
- 来年4月(2015年度)からスタート
- 来年1月に改正通達制定
- 来年5月予定の試験は同3月に前倒し、申請受け付けは1月末まで
- 出題範囲や設問の形式は現行と同じ
- ※パブリックコメント 平成26年12月9日～平成27年1月7日
- ※スケジュール 平成27年1月改正 平成27年4月施行

9. 羽田空港内タクシー乗り場に係る輸送方面別運用方について

羽田空港の定額運賃ゾーン拡大に伴い国内線・国際線共にタクシー乗り場より三浦市への輸送が可能になり、12月1日より実施されました。

尚、国際線及び国内線タクシー乗り場における三浦市への表記は(公財)東京タクシーセンターと日程を調整中です。

10. 羽田空港国際線における優良タクシー乗り場の設置について

羽田空港国際線「優良タクシー乗り場」とは安全及びサービスにおいて一定の評価を受けた事業者や運転者のみが入構可能なタクシー乗り場である。

(1) 優良タクシー乗り場への入構条件

- ①羽田空港内運用ルールに基づく計画配車入構事業者の内、「法人タクシー事業者評価制度」における優良事業者に所属する運転者であり、且つ「優良」表示板を掲出した法人車両であること。
- ②羽田空港内運用ルールに基づく計画配車入構事業者の内、「優良個人タクシー事業者認定制度」の最高位「マスター(みつ星)」であることを表示する個人タクシー車両

であること。

(2) 優良タクシー乗り場への不正入構

- ①「法人タクシー事業者評価制度」に基づく優良事業者に所属しない運転者、マスター(みつ星)を表示しない個人タクシー事業者、または「優良」表示板を掲出せず入構した運転者は「タクシー乗り場等適正運営の推進に関する規定」に基づき「タクシー乗り場入構規制無視」として取扱い、違反点数1点を付与する。

11. 「接客マナーコンテスト」神奈川大会出場者募集中

平成27年2月5日(木) 神奈川県準本選会 (神奈川公会堂)

平成27年3月27日(金) 関東支部本選会 (関東支部)

平成27年4月14日(火) 競技者登録締め切り(関東支部)

平成27年7月23日(木) 第2回全国大会 (品川プリンス)

※ 出場者募集中です。

無線営業部報告

1. 11月度無線配車状況

	受注数	配車数	不能数	配車率
本年度	6040 件	4362 件	1678 件	72.21%
前年度	6200 件	5328 件	872 件	85.93%
増減数	-160 件	-966 件	+806 件	
対 比	-2.58%	-18.13%	+92.43%	

2. 11月度新規契約状況について 1 件

①株式会社 T o u g i

横浜市磯子区峰町 345-1

TEL045-833-5778

3. チケット無効広告 3 件

- ①1 契約先名称 日本ランズエンド株式会社
2 住 所 横浜市港北区新横浜 1-19-20
3 電 話 番 号 TEL045-477-2929
4 お客様コード No.5892-111
5 チケット番号 No.0086801-07
6 使用 者 氏 名
7 チケット枚数 1 枚
8 チケットの色 グリーン
9 紛 失 平成26年11月21日 横浜個人タクシー協同組合
- ②1 契約先名称 ケーエルエー・テンコール株式会社
2 住 所 横浜市保土ヶ谷区神戸町 134
3 電 話 番 号 TEL045-335-8200
4 お客様コード No.5360-000
5 チケット番号 No.0078585-07~11
6 使用 者 氏 名

7	チケット枚数	4 枚	
8	チケットの色	グリーン	
9	紛失	平成 26 年 12 月 10 日	横浜個人タクシー協同組合
③1	契約先名称	常盤海運(株)	
2	住所	横浜市中区本牧ふ頭 1	
3	電話番号	TEL045-622-8772	
4	お客様コード	No.1156-000	
5	チケット番号	全て	
6	使用者氏名		
7	チケット枚数	全て	
8	チケットの色	イエロー	
9	解約	平成 26 年 12 月 18 日	神奈川個人タクシー協同組合

4. 11 月度苦情報告

① 神奈川タクシーセンター

苦情内容

2014 年 11 月 4 日 21 時 30 分

接客態度不良

テレビを見ながら運転していたので注意した、運転中は禁止されているはずだ。

注意して貰いたい。

本人の弁明

間違い有りません、これからは気を付けます、ご迷惑をかけました。

組合の対応

電話で注意・指導致しました。

② 神奈川タクシーセンター

指導内容

2014 年 11 月 6 日 21 時 14 分

関内駅北口交差点信号際路上

違法付け待ち行為（道路運送法第 30 条）

当該車は上記場所に於いて、空車表示にて駐車（付け待ち）していたので指導したものの。

本人の弁明

指導された事に間違い有りません、大変申し訳ありませんでした、今後気を付けます。

組合の対応

11 月 11 日に組合に呼びまして、本人に二度と繰り返さない様に厳重注意しました。

③ 要望カード

苦情内容

行先を聞き間違えた事に謝罪の言葉もなく遠回りになった分料金まで請求された。

本人の弁明

確かに行先を 5m 程、行きすぎましたが料金が上がるほどではないと思います、謝罪については言ったつもりですが、聞こえなかったのではないかと思います、これからは、心遣いと思いやりをもって二度と苦情が来ない様にいたします。

組合の対応

11 月 8 日に組合によび、注意・指導しました。

行先に関しては確実に確認する様にして下さい、謝罪についてもお客様に聞こえる様をお願いします、今後・苦情がない様にお願いします。

④ 苦情電話

苦情内容

病院より個人タクシーへ乗車、降車した際、退院したので荷物が多いのにトランクから出すのに手伝ってくれない、車から出ても来ない、他の法人タクシーとかは手伝ってくれるのに本当に嫌な思いをした、こんな運転手は病院にはつけない様にしてもらいたい。

本人の弁明

乗車されたお客様には大変ご迷惑を掛けました、今後この様なことがないように致します。

組合の対応

電話にて本人に、注意・指導致しました。

⑤ メールによる苦情

苦情内容

2014年11月14日0:15にメール受信

下車する場所を指定したにもかかわらず、その場所を通り過ぎ、且つ、行き過ぎの旨、申し入れたが、聞き間違えたことを否定し、料金支払い後の釣銭を投げ捨てるかのごとく返金された。

耳の聞こえの悪いプロドライバーであること、お金の大切さをわからないドライバーであったことに対し、憤りを感じたため、貴組合にクレームを申し入れた次第である。

本人弁明

お降りになった場所と時間が分からないのでお客様を特定して思い出せないのですが、領収書から組合員番号を記されているのでご乗車されたお客様には間違いはございません。お客様が不快な思いをされた事に対して申し訳ございませんでしたと謝罪しております。

組合の対応

電話にて本人に、注意・指導し、お客様にはメール返信にて指導内容を報告致しました。

⑥ 神奈川タクシーセンター

指導内容

2014年11月19日21時13分

関内駅北口交差点信号際路上

違法付け待ち行為（道路送法第30条）

当該車は上記場所に於いて、空車表示にて駐車（付け待ち）していたので指導したものの。

本人の弁明

違法駐車をし、指導された事は間違い有りません大変申し訳有りました今後二度と違法駐車しない様に頑張ります。

組合の対応

11月25日に組合に呼びまして、本人に二度と繰り返さない様に厳重注意致しました。

⑦ お褒めのカード

暗くなり不安だったけど荷物もあったので乗車しましたけど助かりました。

組合より

要望カード、すべてに良かったです 皆様のお手本となりますようこれからも頑張

ってください。

5. 国道 357 号線高架橋工事に伴う本牧ベース（本牧 B 埠頭タクシー乗り場）の移転について
標記件につきまして、工事関係会社の「JFE・IHI 特定建設工事共同企業体」より本牧ベースについて道路を挟んで対面の三角形の空地への移転を依頼されました。
平成 27 年 1 月 6 日（火）より実施となります。
※パンフレットが必要な方へは総務で配布致します。組合掲示板へも貼出してあります。
6. 横須賀個人タクシー協同組合への協力について
第 1 投票区～第 10 投票区までの投票所へ各 2 台の要請でしたが、第 1 投票区～第 5 投票区までの 10 台を神奈川個人の組合員にお願いし、残りの第 6 投票所～第 10 投票所は横浜個人タクシー協同組合へ依頼し 50%ずつの協力と致しました。
※ご協力頂きました組合員の方々へご協力に感謝申し上げます。有難うございました。
7. 職員忘年会にともなう代務オペレーターについて
無線委員及び前無線委員により代務オペレーターを務めて頂きました。ご協力ありがとうございました。
8. お歳暮配布にご協力頂きまして厚く御礼申し上げます
理事各位と組合員のご協力を頂き、速やかに配布ができましたことに御礼申し上げます。
9. 11 月度無線機 空台数累計 0 台

財政部報告

1. 10月分までの賦課金等未納状況

12月17日13:57時現在

未納者0支部 なし

未納者 66 名 10,542,774 円

2. 未納者への督促及び対策について

（金）富田 秀 8月・9月・10月・11月（4ヶ月未納）

（神）大城豊晴 6月・7月・8月・9月・10月・11月（6ヶ月未納）

支払い義務はすみやかに遂行していただくよう各支部長からもご指導のほどよろしくお願ひします。尚3ヶ月以上の未納者においては理事会にて弁明して頂くよう要請しました。

3. 平成26年11月度、換金チケット枚数・換金額

	チケット枚数	換金額	1枚当たり「参考」
H. 26 年 11 月分換金額	12,210 枚	90,658,760 円	7,424 円
H. 25 年 11 月分換金額	13,388 枚	97,021,508 円	7,246 円
増 減 額	-1178 枚	-6,362,748 円	178 円
対 比	-0.087 %	-0.065 %	+0.024 %

4. 平成 26 年 11 月度、神奈川個人組合員換金チケット枚数・換金額

	チケット枚数	換金額	1 枚当たり「参考」
H. 26 年 11 月分換金額	9,803 枚	70,543,380 円	7,196 円
H. 25 年 11 月分換金額	10,618 枚	74,374,648 円	7,004 円
増 減 額	-815 枚	-3,831,268 円	192 円
対 比	-0.076 %	-0.051 %	0.027 %

5. 平成26年 11月度、デビット・クレジット・カード会社チケット換金実績

11 月度 (348台)	枚数	金額	1 枚当たり「参考」
デビットカード	1 件	11,030 円	11,030 円
クレジットカード	2,232 件	14,972,230 円	6,708 円
カード会社チケット	2,524 件	19,646,820 円	7,784 円

平成25年 11月度、デビット・クレジット・カード会社チケット換金実績

11 月度 (350台)	枚数	金額	1 枚当たり「参考」
デビットカード	0 件	0 円	0 円
クレジットカード	2,395 件	15,491,209 円	6,468 円
カード会社チケット	2,367 件	18,135,749 円	7,662 円

6. 平成26年11月度 神奈川個人発行チケット処理<参考資料>

組 合 名	枚 数	金 額	1 枚当たり「参考」
神奈川(窓口)	2,953 枚	18,337,360 円	6,209 円
横浜個人	1,542 枚	11,424,770 円	7,409 円
川崎個人	33 枚	239,400 円	7,254 円
川崎第一個人	24 枚	217,560 円	9,065 円
横須賀個人	46 枚	462,020 円	10,044 円
浜協個人	185 枚	1,258,240 円	6,801 円
県央個人	50 枚	578,150 円	11,563 円
東京個人	466 枚	5,656,870 円	12,139 円
その他	61 枚	278,370 円	4,563 円
合 計	5,360 枚	38,452,740 円	7,174 円

7. C D 機利用停止のお知らせ

電話回線のデジタル化に伴いC D機械の入替を行います。つきましては、1/20（火）終日利用出来ません。ご理解とご協力をお願い致します。

※新C D機は残高照会のリシートは印刷されませんのでご注意ください(画面にて残額確認が可能です)。

8. 組合費長期滞納者に対するチケット換金額の組合費へ充当及び延滞金徴収について

※一部の方が「知らなかった」とのことですので、再度周知いたします。

- 1) 4ヶ月以上の長期滞納者のチケット換金は督促状にて組合費充当のお知らせをしております。(充当解除は組合費滞納2ヶ月未満になってからです)。
- 2) 3ヶ月以上の滞納者には督促状にて理事会への出席と弁明、組合費納入誓約書の提出を求めています。

- 3) 病気・事故等、特別な理由で2ヶ月以上組合費滞納になる組合員は事前に役員に連絡して下さい。その都度協議し結果を報告します。
- 4) 2ヶ月以上滞納者には月末残高のうち満1ヶ月を過ぎた滞納額に年利15%(月利に換算)の延滞金を課す。その後延納が続く場合も同様とする。

9. 帳簿係よりお願い

- ① 決算及び所得税に関する報告事項は12月中に提出するよう、お願いします。来年1月に送られてくるものもありますが、それはその都度提出して下さい。
 - ② 1月に税務署から決算書・申告書の用紙、納付書(口座振替の方はなし)が届きます。納付書は各自保管して下さい。所得税が確定しましたらご自身で支払いをお願い致します。
 - ③ 電子申告をしている方は納付書のみ届きます(口座振替の方は何も届きません)。
 - ④ グッドライフサーラに集計表を投函されている方は現在いないと思いますが、念のため1月4日(日)締切、5日(月)回収となっていますので宜しくお願い致します。
 - ⑤ 12月分の集計表は1月5日(月)に提出して下さい。年度末なので遅くても1月8日(木)までにお願い致します。
- ※ 2階組合員各位のファイルに収支明細表の用紙が入っていますのでご利用下さい。